

令和8年7月24日

春日井市上下水道部上下水道業務課

水道メーター交換事業者における伝票の紛失及び情報漏えいのおそれについて

令和8年7月23日(木)に、個人情報が含まれる書類を紛失していたことが判明しました。

該当の皆様には、大変ご迷惑をおかけしましたことを、深くお詫びいたします。

1 該当数 24件

水道メーター交換伝票 24枚

内訳 個人分 20件

法人分 1件

マンション一括メーター等 3件

2 紛失した伝票の内容

水道メーター交換に使用する水道契約者のお客様番号、検針地区、装置場所、メーター位置、契約者氏名、検針月、水道メーター口径、メーター番号、メーター前回取付日、メーター検満期限

3 経緯及び原因

(1) 経緯

令和8年7月23日(木)、水道メーターの交換業務を委託している春日井市管工事業協同組合の組合員事業者が交換業務を行おうとしたところ、作業車内に保管していた水道メーター交換伝票の一部が見当たらないことが判明しました。委託先社内及び作業車等を7月24日(金)まで搜索しましたが、発見できなかったため、紛失した可能性が高いものと考えています。

(2) 判明している事実

これまでのところ、当該個人情報不正に使用されたとの情報や、これに関する問合せは入っておりません。

(3) 原因

メーター交換作業に使用するため、業務上必要な範囲で水道契約者の個人情報を持ち出すものですが、個人情報が含まれる書類であることの認識が不十分であり、クリップ留めした状態でファイル等に収納せずに持ち運んでいたほか、作業当日ではない日から作業車内で保管するなど、適切な管理が行われていなかったことが原因であると考えています。

4 対策

メーター交換に用いる個人情報を含む書類を持ち出す際には、ファイル等に格納することを義務付け、紛失リスクを抑える運用に改めます。また、持ち出しは作業当日に限り、必要最小限の時間とするなど、適切な管理を徹底するよう委託先への指示及び指導を行い再発防止に努めてまいります。